

安全管理マニュアル

学校法人 藤田学園
潮見台みどり幼稚園

令和4年9月改訂

(平成28年9月作成)

新型コロナウイルスの対応については、
「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」
に記載しております。

安全管理マニュアル目次

I. 危機管理における指揮権	1
【1】基本的指揮権	1
【2】管理者不在時の指揮権者（現場責任者）	1
II. 地震の対応	1
【1】事前の環境整備	1
1. 避難訓練計画	1
2. 保護者への事前連絡	2
3. 施設設備の点検等	2
【2】地震発生時の対応	2
1. 状況別対応	2
(1) 園舎内で地震が起きた場合	2
(2) 園庭及びグラウンドで地震が起きた場合	2
(3) 園外保育（徒歩 近隣公園等）で地震が起きた場合	3
(4) 園外保育（バス利用 遠足・園外保育等）で地震が起きた場合	3
(5) 登降園時に地震が起きた場合	3
(6) バス送迎時に地震が起きた場合	3
(7) 預かり保育中に地震が起きた場合	4
(8) 長期休業の預かり保育中に地震が起きた場合	4
2. 保護者への引き渡し	4
N T T災害伝言ダイヤルの利用方法	4
3. 残留園児の保護	5
4. 避難	5
(1) 指定避難場所への避難	5
(2) 幼稚園を離れる際の注意	5
(3) 避難場所	5
5. 負傷者の対応	6
【3】地震発生時の体制	6
【4】地震発生時の役割分担	6
【5】職員の参集（休業日、勤務時間外）	8
III. 火災の対応	9
【1】事前の環境整備	9
1. 避難訓練の実施	9
2. 保護者への事前連絡	9
3. 設置設備の点検等	9
【2】火災発生時の手順	9
III. その他の自然災害における対応と予防	10
【1】水害及び台風	10
1. 幼稚園で保育中に水害が発生又は台風が接近した場合	10
2. 保育開始前に風水害が発生及び台風が接近した場合	10

3. 風水害により施設に被害が出た場合	10
4. 土砂災害警戒区域への立ち入り制限	10
【2】落雷及び突風	10
1. 情報収集等	10
2. 落雷・竜巻等突風の予兆	11
3. 具体的対応	11
IV. 事故発生時の対応	12
【1】事故発生後の基本的な流れ	12
【2】事故発生時の対応	12
1. 幼稚園内で事故が発生した場合	12
かかりつけ医一覧	13
状況別対応フローチャート1	14
2. 幼稚園外（遠足、林間保育、園外保育等）で事故が発生した場合	15
状況別対応フローチャート2	16
V. 応急処置	17
【1】外傷があるとき	17
【2】骨折が考えられるとき	17
【3】普段通りの反応や呼吸がないとき	18
【4】状況別対応フローチャート3《AEDを用いた心肺蘇生の流れ》	19
VI. 生活安全の対応	20
【1】転落事故防止	20
【2】遊具事故防止	20
【3】プール事故防止	20
応急処置の手順	22
【4】熱中症対策	24
熱中症の症状と対応	25
熱中症の応急処置《フローチャート》	26
VII. 不審者侵入時の対応	27
【1】日常の安全確保	27
1. 警備員の配置	27
2. 日常の安全確保	27
（1）早朝預かり保育登園時	27
（2）登園時	27
（3）保育中	27
（4）降園時	27
（5）預かり保育降園時	27
状況別対応フローチャート5《不審者が侵入した場合》	28
VIII. 園児の置き去り防止対策	29
【1】スクールバスの置き去り防止対策	29
【2】遠足、園外保育等の置き去り防止対策	29

安全管理マニュアルの目的

このマニュアルは、火災、災害、事故、事件などのあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、園児・保護者・職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

I. 危機管理における指揮権

危険発生時における的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の次席者又は代行者を日常から選任していくことが必要である。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、園児・保護者・教職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。なお、このマニュアルでは、理事長・園長、副園長、事務長を管理者、教員及び職員を総称して職員という。

【1】基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権を持つ者で、順位としては次の通りとする。

- ① 園長（理事長）
- ② 副園長
- ③ 事務長
- ④ 学年チーフ

【2】管理者不在時の指揮権者（現場責任者）

＜園外保育＞

学年チーフ

※学年チーフが不在又は事故あるときは、あらかじめ定めた順位により指揮をとる。

＜長期休業中の預かり保育＞

あらかじめ定めた順位により指揮をとる。

＜スクールバス運行時＞

- ① 添乗職員
- ② 運転手

II. 地震の対応

【1】事前の環境整備

幼稚園で行う震災避難訓練は、大規模地震において子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人ひとり及び園児が身につけるものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、日頃より関係機関（消防、警察、区役所等）と密接な協力・連携体制を整えておくことも重要である。

1. 避難訓練計画

- ・大規模地震を想定した訓練の実施
- ・緊急避難訓練の実施
- ・避難訓練通路、経路の確認
- ・非常時持出備品の確認と使用方法の習得
- ・地震発生時における各職員の役割分担の確認

2. 保護者への事前連絡

- ・保護者へは、事前に緊急時における幼稚園の対応及び避難先を周知する。
- ・保護者からは毎年4月に緊急引受人の名前、緊急連絡先の携帯電話番号などの情報を提供してもらう。

3. 施設整備の点検等

- ・転倒しやすい家具、電化製品、備品などが転倒防止されているかを点検する。
- ・万が一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、消火訓練用放射器を使い、正しい使用方法を習得する。
- ・防火責任者を明示し、責任を持って日常の点検と整備をする。
- ・教員は、日常の保育環境を整備しておくとともに、保育の中で園児の行動特性をしっかり把握する。
- ・緊急連絡掲示用の掲示が出来るようにしておく。

【2】地震発生時の対応

1. 状況別対応

(1) 園舎内で地震が起きた場合

- ① 職員は、園児に安心できるような言葉掛け、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るように指示する。(机の下にもぐらせる。机がない場合は、部屋の中央で頭を防災ズキンや手で覆う)
- ② 全館・屋外放送により、地震の発生を知らせる。
- ③ 避難誘導係は、ピアノ、窓ガラス、机、その他の倒れやすいもの等から園児を遠ざける。
- ④ 職員はできるだけ速やかに戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
- ⑤ 揺れが収まったら、避難が必要かどうかを判断し、全館・屋外放送で伝える。
(揺れが小さい場合) <解除>避難の必要がないことを伝える。
(揺れが大きい場合) <避難>非難を指示し、⑥以降の対応をとる。
- ⑥ 園児を園庭に避難させるとともに、避難誘導(消火・巡視)係は、園舎内に残っている園児がいないか、負傷者がいないか、一部屋ずつ声を掛けながら確認する。
- ⑦ 園庭では、避難誘導(保護)係が園児と教職員の人数及び園児の状況(怪我人等)を連絡係に報告し、連絡係は情報を集約して園長に報告する。
- ⑧ 園児は園庭に座って待機させ、施設内には安全が確認できるまで立ち入らないようにする。
- ⑨ 消火・巡視係は2人1組になり、速やかに火の元を閉じ、ガスや配電盤を点検し安全を確認する。万が一、施設内及び近隣において火災が発生した場合は消火活動を行う。
- ⑩ 園長は、全園児と全職員の安全確認と同時に、携帯電話等(建物に大きな損傷や火災が発生しておらず、電気・インターネット回線が繋がっている場合は屋内のパソコン)を使い情報収集する。

(2) 園庭及びグラウンドで地震が起きた場合

- ① 園庭では、建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集めて座り、安心できるような言葉かけをし、揺れの収まりを待つ。
- ② 全館・屋外放送により、地震の発生を知らせる。
- ③ 地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
(揺れが小さい場合) <解除>避難の必要がないことを伝える。
(揺れが大きい場合) <避難>避難を指示し、④の対応をとる。

- ④ どの場面でも揺れが収まり次第、職員は速やかに園児の安全確認を行い、園庭の緊急避難場所まで誘導するとともに、園児の人数確認をする。

（３）園外保育（徒歩 近隣公園等）で地震が起きた場合

- ① 揺れを感じたら直ちに園児を集め、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待ち、その後速やかに人数の確認をする。
- ② ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラス・看板その他の落下及び転倒物に注意をする。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレールを通して感電することがあるので十分に注意する。
- ③ 携帯電話で幼稚園に連絡を入れ、情報を収集するとともに指示を仰ぐ。また、必要な場合は幼稚園に応援を要請する。なお、連絡がつかない場合は、現場責任者の判断で行動する。
- ④ 全員無事で自力で園に戻れるようなら、安全を確認しながら幼稚園に戻る。

（４）園外保育（バス利用 遠足・園外保育等）で地震が起きた場合

- ① <事前調査>園外保育下見の際に目的地の状況を把握する。
- ② <事前調査>地震が発生した場合の安全な場所の確認をしておく。
- ③ <園外保育中>園児の安全を第一に考え対応し落ち着いて行動する。
- ④ <園外保育中>園外保育は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にて幼稚園に連絡を入れ、情報を収集するとともに指示を仰ぐ。なお、連絡が取れない場合は現場責任者の判断で行動する。
- ⑤ <施設利用中>施設の管理者の指示に従い、誘導・非難する。
- ⑥ <園外保育中>道路の亀裂、信号の停止、渋滞などが発生している場合もあるので、慎重に安全運転で幼稚園に戻る。なお、道路が走行不可の場合は、施設の管理者の指示により、近くの避難場所に一時避難する。

（５）登降園時に地震が起きた場合

登園降園時は保護者の出入りが激しい等、非常に流動的であることを念頭において、その場にあった対応が必要である。但し、基本的には「（１）園舎内で地震が起きた場合」を参考にし、その他の注意すべき点は以下の通りである。

- ① 居合わせた保護者に協力を求め、退避行動を指示する。
- ② 園長は、災害の状況により、その後の幼稚園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立て札や張り紙などで入口付近に掲示する。

（６）バス送迎時に地震が起きた場合

- ① 園児の安全第一に対応し落ち着いて行動する。
- ② その時点でバス送迎は中止し、園児の安全を確保してから無線又は携帯電話にて幼稚園に連絡を入れ、情報を収集するとともに指示を仰ぐ。なお、連絡が取れない場合は現場責任者の判断で行動する。
- ③ 災害の状況により応援を求めるなどして幼稚園に戻る。
- ④ 道路の亀裂、信号の停止、渋滞などが発生している場合もあるので、慎重に安全運転で幼稚園に戻る。なお、道路が走行不可の場合は、安全な場所で待機又は近くの避難場所に一時避難する。
- ⑤ 窓ガラス・看板などの破片等落下物に注意をする。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレール等を通して感電することがあるので十分に注意する。

(7) 預かり保育中に地震が起きた場合

- ① 居合わせた保護者に協力を求め、退避行動をする。
- ② 預かり保育出席者名簿にて、子どもの人数及び安全確認を行う。
- ③ 担当教員（預かり担当者）は、園長の指示に従って行動し、その後の引き渡しに備える。
- ④ 園長は、災害の状況により、その後の幼稚園の業務が出来るかどうか判断して、立て札又は張り紙にて入口付近に掲示する。

(8) 長期休業の預かり保育中に地震が起きた場合

- ① 居合わせた保護者に協力を求め、退避行動をする。
- ② 預かり保育出席者名簿にて、子どもの人数及び安全確認を行う。
- ③ 担当教員（預かり担当者）は、園長又は代行者の指示に従って行動し、その後の引き渡しに備える。
- ④ 園長が不在の場合は、代行者が園長の携帯電話に現状説明の連絡を入れる。
- ⑤ 園長に連絡が取れない場合は、代行者が指揮権者となり、危機管理マニュアル通りに指示を出す。
- ⑥ 園長又は代行者は、その後の幼稚園の業務が出来るかどうか判断して、立て札又は張り紙にて入口付近に掲示する。

2. 保護者への引き渡し

- ① 引き渡し方法について、メール配信及び伝言ダイヤルを利用して保護者へ伝える。

★災害伝言ダイヤル「171」

N T T 災害伝言ダイヤルは、地震等の災害の発生時に、被災地への通信が増加し、電話がつながりにくい状況になった場合にサービスが稼働される。地震発生後にテレビやラジオなどで、「171」サービス開始の報道があり、その後利用することができる。



- ② 園児を園庭（グラウンド）または園舎内ホールに集合させる。
- ③ 「災害時緊急引き渡しカード」により、本人を確認したうえで園児を引き渡す。
※保護者以外には引き渡さない。（親戚、友人、知人等）
 - ・ 負傷した園児については、状況を保護者に説明したうえで引き渡す。
 - ・ 医療施設に搬送した園児については、状況を保護者に説明したうえで医療施設に付き添う。
 - ・ 行方不明の園児の保護者には、園長、副園長および担任が対応する。
- ④ 時間が経っても迎えがない園児については、保護者が迎えに来るまで引き続き保護する。

3. 残留園児の保護

保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで幼稚園にて園児を保護する。

- ① 建物の倒壊や火災等の恐れがある場合は、指定避難所（長沢小学校又は稗原小学校）へ避難し、そこで園児を保護する。その場合、園長又は代行者は避難先等の行き先が分かるように玄関等に立て札や掲示板などで掲示し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。
- ② 職員は残留する園児の人数、その他必要な事項を記録し園長に報告する。
- ③ 非常用物資が不足するなど、幼稚園に園児を留めておくことが難しいと判断した場合は、園児を指定避難所（長沢小学校又は稗原小学校）に移送する。

4. 避難

当園の園舎は平成27年4月に竣工したため、最新の耐震基準をクリアしている。地盤も固いため、避難所として指定されている小学校より倒壊の危険性は少ないと思われる。また、当園は園庭・グラウンドとともに広く、周囲には住宅が少ないため、他で発生した火災が園舎に燃え移る可能性も低い。基本的に、保護者が迎えに来るまで、園児は幼稚園で留め置きするが、園舎内で火災が発生した場合や非常用物資が不足するなどの事態に至った場合は、指定避難所（長沢小学校又は稗原小学校）に避難する。

（1）指定避難所への避難

近隣の長沢小学校及び稗原小学校ともに川崎市が事前に指定した避難所になっているので、それぞれの避難所の状況を確認したうえで、適切と思われる避難所に避難する。日頃より経路を把握し園児を安全に誘導できるように、列を持続しながら前後にできるだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は園児の安全確保を第一とするが、出席簿や災害用品など、最低限のものは持ち出すよう努める。

（2）幼稚園を離れる際の注意

幼稚園を離れる場合は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために、必ず行き先が分かるよう正門又は保護者待機スペース付近にその旨を掲示する。

（3）避難場所

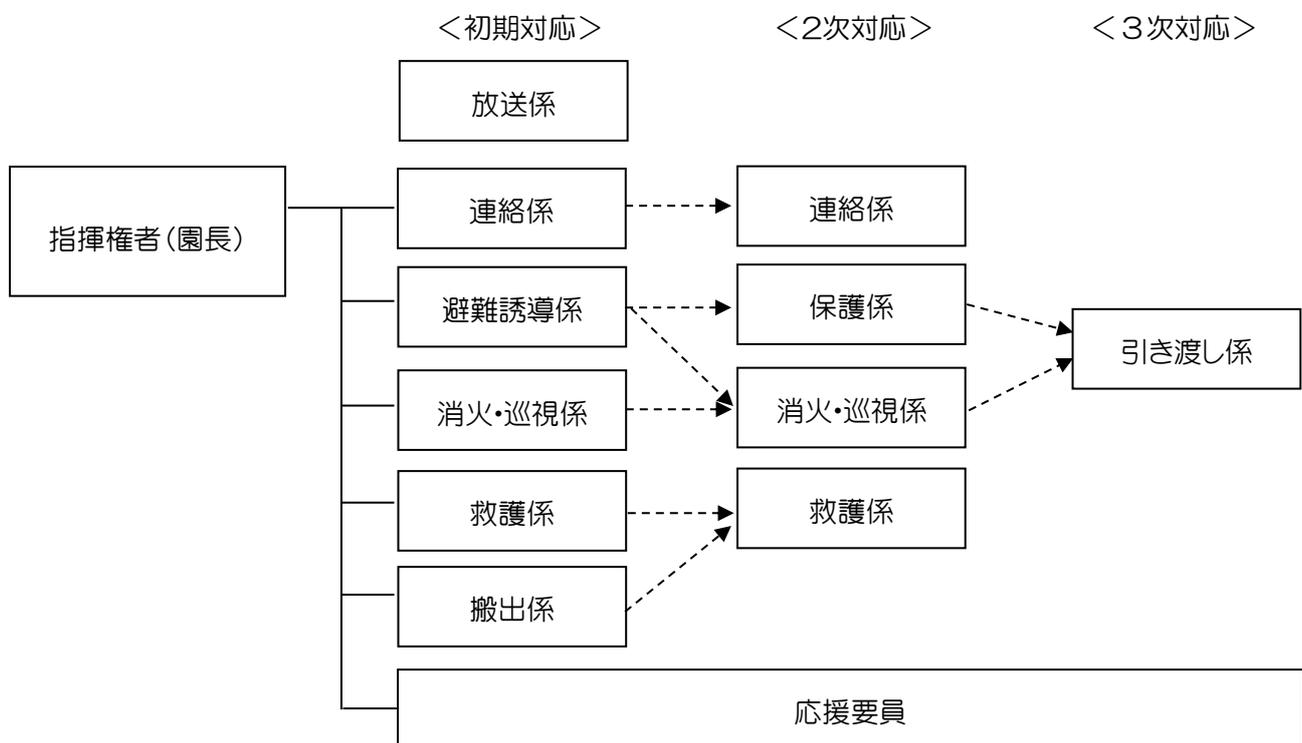
- 第一次避難場所 潮見台みどり幼稚園 園庭・グラウンド及び園舎
第二次避難場所 川崎市立長沢小学校（医療救護所 長沢中学校が近くにあるため）
川崎市立稗原小学校

5. 負傷者の対応

- ① 応急処置は日頃より園に備えてある救急用品で手当とする。
- ② 中程度以上の負傷者は近隣の病院又は、川崎市が設置する医療救護所（長沢中学校、菅生中学校）で手当を受ける。
- ③ 更に救命・救急措置が必要な重症者・重篤者は、行政の指定する収容医療機関（聖マリアンナ医科大学、たま日吉台病院）に搬送し治療を受ける。

【3】地震発生時の体制

- ◎園長は、あらかじめ、災害発生時の教職員体制を定めておく。
- ◎園長は、災害が発生した場合、直ちに全職員に対し、定められた分掌に従って災害活動に従事するよう指示する。（園長不在の場合は、指揮権者の順位により指揮にあたる。）
- ◎初期対応：地震発生から避難まで
- ◎2次対応：避難から全員の安否確認まで
- ◎3次対応：全員の安否確認完了以降（状況に応じて臨機応変に対応する。）



【4】地震発生時の役割分担

- 職員を割り振り、職員室内等に掲示するとともに、全員に配付し、各自が自分の役割を常に認識できるようにする。
- 業務の遂行にあたっては、全職員が役割を自覚し、迅速かつ臨機応変に対応する。
 - ・園長の指示のもと、全園児・保護者・職員等の安全確保を図る。
 - ・無理をせず、必要なときは、応援要員や他の係の助けを求める。
 - ・時間の経過とともに業務量の集中箇所が変化する。状況を見て、臨機応変に対応する。

係	主な業務	職名	担当者氏名
指揮権者	<ul style="list-style-type: none"> ・係への指示 ・対応に誤りがないか、職員の行動をチェックする ・災害に関する情報収集 ・緊急事態への対応検討 	園長 (副園長) (事務長)	藤田聡 (城所) (番匠)
放送係	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生の周知 ・地震の初期対応を指示 ・火災が発生した場合は、火元を周知 ・避難場所、避難経路の周知 	副園長 (事務長) (事務員)	城所 (番匠) (太田) (中林)
連絡係	<ul style="list-style-type: none"> ・園児及び職員の安全確認と人数確認 ・園長への報告 ・園長との連絡調整 ・(火災発生時)消防署へ通報 ・保護者へメール配信 	副園長 (事務長)	城所 (番匠)
避難誘導係 (保護係) 引き渡し係	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の初期対応を園児に伝える ・補助教諭への指示 ・園児の避難誘導(主にクラス園児) ・点呼、人数及び不明者の報告(連絡係へ) ・園庭に避難した園児の保護、ケア ・保護者への引渡し ・残留園児の保護 	クラス担任5名 クラス補助教諭 17名	丸山、古川、間崎 三笹、小島、加藤 大橋、小泉(文) 木村、塚越、鈴木 市東、高橋、関口 大内、足立、青木 嶺岸、山本 小泉(あ)、安田 金田
避難誘導係 (消火・巡視 係) 引き渡し係	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の初期対応を園児に伝える ・補助教諭への指示 ・園児の避難誘導(共有部分) ・(園舎内)園児の搜索・救助 ・初期消火 ・保護者への引渡し ・残留園児の保護 	クラス担任7名 教務	堀、齋藤、前田 柏木、三浦、野口 笠原、山上
消火・巡視係	<ul style="list-style-type: none"> ・(園舎内)園児の搜索・救助 ・初期消火 ・元栓の閉止、配電盤のブレーカーを落とす 	事務長 事務員 教員	番匠 中林 大和田
救護係	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急処置 ・負傷者のクラス・園児名・状態の報告(連絡係へ) ・救急用品の補充 	事務員	太田
搬出係	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出品の搬出、管理 	事務員	太田

応援要員	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救助（機材使用） ・非常用備蓄用品の搬出、機材の準備 ・負傷者を近隣の病院、医療救護所、収容医療機関へ搬送 ・迎えに来た保護者の誘導 ・周辺建物、周辺道路の状況確認 ・他の係への応援 ・（一段落したら）バス燃料の給油 	運転手 警備員	仲本、石渡 宮島
第3次対応で、引き渡し係、応援要員以外の者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の状況確認 ・インフラの点検 ・防災用品の搬出、設営 ・非常用食料の準備 ・屋内残留への準備 ・今後の対応検討 ・（一段落したら）食料の調達 ・その他 	（主に） 園長 副園長 事務長 チーフ	藤田聡 城所 番匠 齋藤（年長） 堀（年中） 丸山（年少）

【5】職員の参集（休業日・勤務時間外）

①区内及び横浜市青葉区で震度5強以上の地震が発生した場合

参集対象者：パートを除く全職員

②震度5弱以下の地震であっても相当の被害が発生したとき

参集対象者：園長、副園長、事務長、チーフ（3名）事務員（2名） 合計8名

◎参集の連絡は電話又はメールにて通知する。

◎各自、大地震が発生した場合の自宅から幼稚園までのルート、参集方法を事前に確認しておくこと。

◎参集対象者は、家族及び自宅の安全を確認の上、幼稚園に自発的に参集する。

◎参集目的

- ・施設、教具、備品等の状況確認
- ・インフラの状況確認
- ・道路の状況確認
- ・翌日（未明の場合は当日）の保育についての検討
- ・その他必要な事項の検討

Ⅲ. 火災の対応

幼稚園で行う避難訓練は、様々な災害時に子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人ひとりが身につけるためのものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。

【1】事前の環境整備

1. 避難訓練の実施

- (1) 火災状況を想定した訓練の実施
- (2) 消火訓練の実施（初期消火・消火器・消火栓の取り扱いなど）
- (3) 通報訓練の実施（消防署へ連絡）
- (4) 避難通路・経路の確認
- (5) 火災報知設備及び非常ベルの使用方法の習得
- (6) 火災発生時における各職員の役割分担の確認

2. 保護者への事前連絡

- ・保護者へは、事前に緊急時における幼稚園の対応及び避難先を周知する。
- ・保護者からは毎年4月に携帯電話番号、緊急引受人などの情報を提供してもらう。

3. 設置設備の点検等

- ・出火元となりやすいガス器具・コンセント・配線・配電等の正しい使用方法を習得し、各器具が正常に作動しているか点検する。
- ・万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに正しい使用方法を習得し、緊急時に使用できるようにしておく。
- ・避難経路に障害物などがないか常に確認する。
- ・防火責任者を明示し、責任を持って日常の点検や整備を実施する。
- ・教員は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日常の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握しておく。

【2】火災発生時の手順

火災発生⇒周囲への周知⇒報告⇒連絡（放送）・通報⇒避難誘導・初期消火

- ① 火災を発見した第一発見者は、大きな声で周りの職員に知らせる。
- ② 知らせを受けた職員は、速やかに園長及び他の職員に火災の発生を知らせ、消防署へ通報する。
- ③ 第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。
- ④ 各職員は、園長の指示に従い無駄なく的確な行動をする。
- ⑤ 子どもを避難誘導し、子どもの人数把握及び園長への報告をする。
- ⑥ 地域住民・関係機関へ連絡を入れる。
- ⑦ 落ち着いて行動することを心がけ、子どもに動揺を与えないように努める。
- ⑧ 出火元・火のまわり具合・煙・風向きなどを考え、より安全な場所に避難する。
- ⑨ 安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡を入れ、子どもの引き渡しをする。
- ⑩ 火災により翌日以降保育を行うことが困難な場合は、園長より関係各所へ連絡し今後の対応を早急に決定する。

Ⅲ. その他の自然災害における対応と予防

【1】水害及び台風

1. 幼稚園で保育中に風水害が発生及び台風が接近した場合

- ・強風や大雨の際は保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する。
- ・風で飛ばされそうなものは、早い段階で撤去しておく。
- ・漏水等を発見したら速やかに報告する。
- ・状況に応じて、降園時間を遅らせるなどの対応をとる。

2. 保育開始前に風水害が発生及び台風が接近した場合

- ・テレビやインターネット等で情報を収集し、園長が登園・休園を判断する。
- ・休園になった場合は、副園長または事務長から連絡メールにて全職員に知らせる。
- ・休園になった場合は、連絡メールにより保護者に知らせる。
- ・園長、副園長、事務長、事務員は出勤し、保護者からの連絡等に対応する。

3. 風水害により施設に被害が出た場合

- ・園長は翌日以降の保育ができるか速やかに判断し、保護者と職員に周知する。

4. 土砂災害警戒区域への立ち入り制限

駐車場の一部が土砂災害警戒区域に指定されているため、「土砂災害警戒情報」「避難勧告」「避難指示」が発令された際には、状況により駐車場の一部または全部を使用禁止・立入禁止にする場合もある。



【2】落雷及び突風

発達した積乱雲がもたらす落雷や竜巻等突風については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が困難です。屋外での活動においては、指導者は、随時に気象情報を確認することで、落雷や竜巻等突風、急な大雨の危険性を認識するとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画変更・中断・中止等の適切な措置を講ずることによって、園児等の安全を確保することが大切である。

1. 情報収集等

- ・テレビやインターネット、川崎市の防災気象情報のメール受信により、雷注意報や竜巻注意情報等の気象情報を入手する。
- ・積乱雲は急に発達することがあるため、屋外での活動前だけでなく、活動中も随時空の様子に注意し、落雷の危険性を感じた時は、気象情報を入手して最新の状況把握に努める。
- ・屋外で活動する際は、朝から天気予報に注意する。特に「大気の状態が不安定」「急な雨に注意」「雷を伴う」「竜巻などの激しい突風」といったキーワードに注目する。

- 竜巻注意情報は有効期間を発表から1時間としているが、注意すべき状況が続く場合には再度発表されるので注意する。

2. 落雷・竜巻等突風の予兆

- 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- 大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す。
- 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ひんやりした冷たい風が吹き始める。

3. 具体的対応

落雷による事故は、生命に危機を及ぼす重大な事故になりやすいが、適切な判断により事故を防ぐことが可能であることから、屋外での活動中において、天候が急変しそうな予兆がある場合には、気象に関する情報を収集するとともに、早めに中断し避難等の対応を行うことが重要である。

予想される状況	職員の対応	園児等の対応
<ul style="list-style-type: none"> • 雷注意報の発表。 • 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。 • 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。 • ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。 • 大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す。 • 近くに雷が落ちる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりした場合は、直ちに活動を中止し、速やかに屋内に避難させる。（雷鳴が遠くても雷雲はすぐ近づいてくる。また、雨が降っていても落雷はある。） • 園外保育等の場合は特に注意し、速やかに活動を中止し、できる限建物内やスクールバス内に避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 指示誘導により、すみやかに屋内に避難させる。
<ul style="list-style-type: none"> • 雷の活動が止む。 	<ul style="list-style-type: none"> • 雷鳴が止んでから20分程度は落雷の危険があることから安全な場所での待機を指示する。 • 一つの雷雲が去っても、次の雷雲が近づく場合もあるので、新しい雷雲の接近に常に注意する。 • その後は、気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 指示誘導により、安全な場所で落ち着いて待機させる。

【避難場所等に関する留意点】

- 建物の中、自動車、バス、列車の中等への素早い避難が求められる。
- 軒先や外壁は雷の通り道になること等に注意する。
- 雷は高い場所に落ちやすい。立ち木に落ちると被害を受けるので、立ち木から離れたところに避難する。
- 近くに避難する場所がない場合は、しゃがみこむ等できるだけ姿勢を低くする。

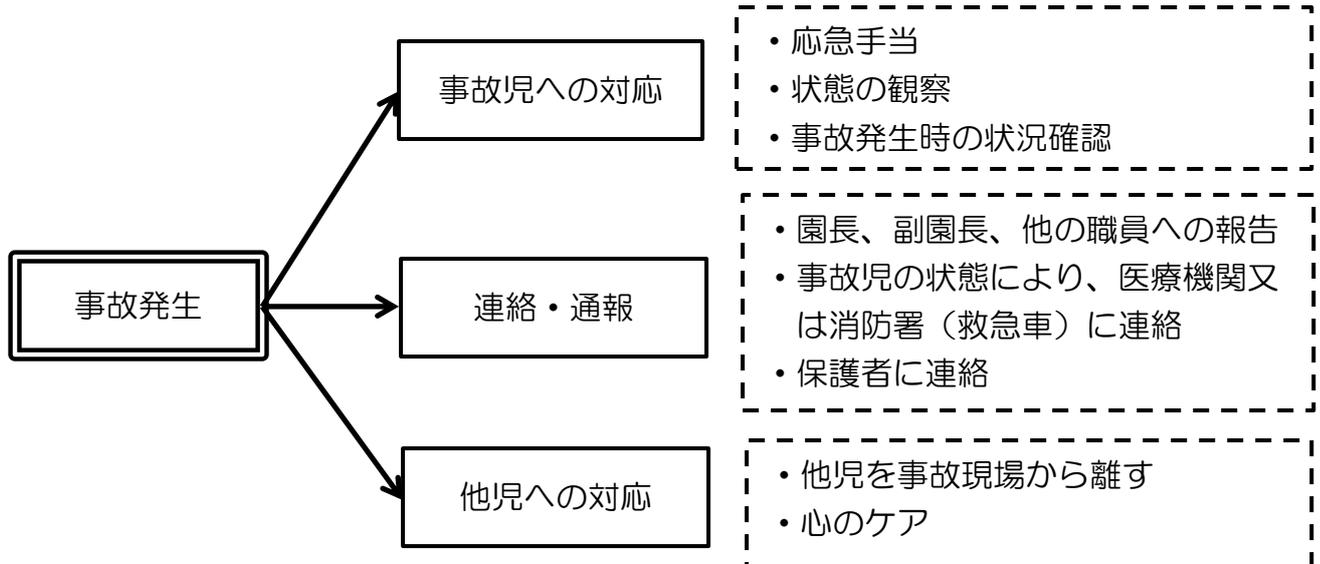
【安全な空間に避難できない場合の対応】

- 近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところ（保護範囲）に避難する。
- 高い木の近くは危険なため、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れる。
- 姿勢を低くして、持ち物は体より高く突き出さないようにする。
- 雷が鳴り止んだからといってすぐに移動しない。ある程度の時間（20分以上）を空けてから安全な場所へ移動する。

IV. 事故発生時の対応

子どもを扱う全職員が連携し事故防止に努めなければならない。また、職員は、事故発生時に備えて応急時に備えて応急手当や適切な事故対応・保護者対応を身につけておくことが必要である。

【1】事故発生時の基本的な流れ



【2】事故発生時の対応

1. 幼稚園内で事故が発生した場合

- ① 事故発生時の状況及び怪我の程度を把握する。
※周囲の子どもを当該児から遠ざける。
- ② 周囲の職員に声をかけ、事故発生を伝えるとともに、協力を求める。
- ③ 怪我の状況を把握し、適切な応急処置を施す。また、他に怪我人がいないか確認する。
※医師に繋げることを前提に必要な最低限の処置にする。
※必要処置の判断は単独で行わない。
- ④ 速やかに園長・副園長・事務長・教務・事務員・担任へ事故状況を報告する。
- ⑤ 事務員、教務又は担任は、状況を把握し記録する。
 - 事故の状況、原因、場所、時間等
 - 子どもの状態（出血や打撲の有無・顔色・全身の状態）※事実に基づいた記録を時系列に記録すること。
- ⑥ 園長を交え、職員室にいる職員と急を要するかどうかの判断をする。
 - 怪我の状況から、救急車を呼ぶかどうかを判断する。
 - 判断が難しい場合は、園医に連絡を入れ指示を仰ぐ。（⑦の場合を除く）※園医が不在の場合は、待つことなく、判断を下すこと。
- ⑦ **下記のような症状の場合は、直ちに救急車を要請する。**
 - 意識がもうろうとしたり、うとうとしたりしている場合
 - 顔色が悪く、ぐったりとしている場合
 - 出血が止まらない場合
 - 吐き気やおう吐を繰り返している場合
 - 化学物質を誤飲した場合
 - 熱傷や火傷の面積が広い場合

・その他、園長やそれに代わるものが判断した場合

※救急の処置が必要と判断した場合は、躊躇せず119番に連絡を入れること。

※付き添いの職員は、適宜幼稚園に連絡を入れること。

⑧ 緊急を要さない場合は、幼稚園のかかりつけ医で受診する。

・医療機関で受診する際は、事前に病院に連絡を入れ、状況の報告を聞いた事務員が付き添い、処置に必要な「事故の状況」や子どもの既往歴やアレルギーの有無等を医師に伝える。

※診察した医師から治療状況を正確に聞く又はメモに取ること。

⑨ 保護者に事故発生状況と怪我の程度を伝える。

・受診する旨の了解を得る。(医院の確認)

・怪我の状況に応じて保護者の来院、来園をお願いする。

※傷の縫合など、保護者の同意が必要な場合もあるので、怪我の状況により、保護者に同行して(直接、医療機関へ駆けつけて)もらう。

※保護者との対話は必ずメモをとり記録に残すこと。

⑩ 保護者に、事故の発生状況・医療機関の診察・結果・今後の受診の有無を正確に説明し理解を求める。

・必要に応じて、保護者に防犯カメラの映像を確認してもらう。

・治療費や保険に関しては、事務員から伝える。

※保護者に連絡を入れる際、いかなる状況の事故であっても、保育中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意を持って対応すること。

⑪ 園児の復帰後は、担任だけでなく、他の職員も子どもを観察し、変化があれば園長・副園長に報告する。

⑫ 担任は、事故後速やかに「事故報告書」を作成し、園長の確認を受ける。

⑬ 事故発生の状況分析を行い、今後の事故防止対策などについて全職員で確認する。

※落ち度を追及するのではなく、「事故がどうして起きたのか」を正しく分析し、今後の活動に活かすようにする。

※検討項目「事故の報告(状況・原因・内容・対応等)」「今後の検討(原因追究・解明等)」

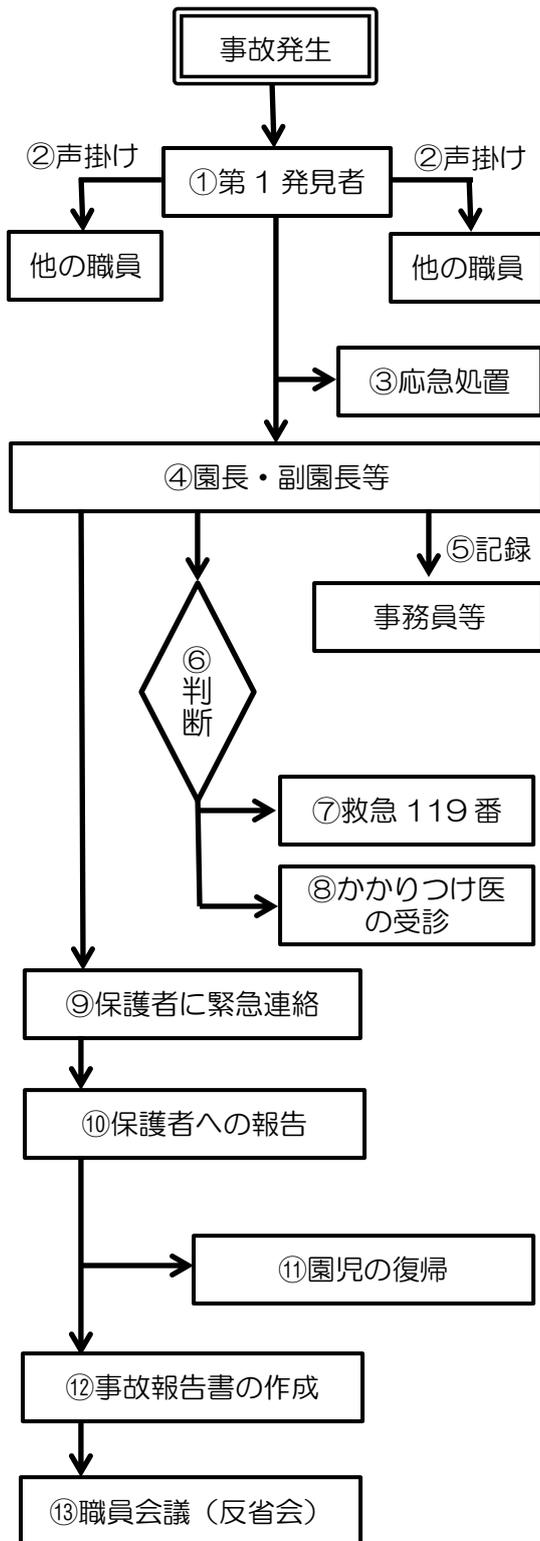
「原因の削除及び処置(点検・改善等)」

<かかりつけ医一覧>

医院名	診療科目	連絡先
潮見台植木クリニック	内科、小児科、脳神経外科	044-976-9111
潮見台歯科医院	歯科、小児歯科、矯正歯科	044-976-8520
しばた形成外科・内科	形成外科、美容外科、内科	045-905-5711
宮前いとうクリニック	形成外科、皮膚科、美容皮膚科	044-820-6661
上野眼科	眼科	045-901-1385
<症状が重い場合、脳検査が必要な場合>		
聖マリアンナ医科大学病院	外科、脳神経外科、形成外科 他	044-977-8111
たま日吉台病院	外科、脳神経外科、形成外科 他	044-955-4901
新百合ヶ丘総合病院	外科、脳神経外科、形成外科 他	044-322-9991

状況別対応フローチャート1

《幼稚園内で事故が発生した場合》



- ① 事故発生時の状況及び怪我の程度を把握する。
- ② 周囲の職員に声をかけ、事故発生を伝えるとともに、協力を求める。
- ③ 怪我の状況を把握し、適切な応急処置を施す。
- ④ 速やかに園長・副園長等へ事故状況を報告する。
- ⑤ 事務員、教務又は担任は、状況を把握し記録する。
- ⑥ 園長を交え、職員室にいる職員と急を要するかどうかの判断をする。
- ⑦ 重篤な症状の場合は、直ちに救急車を要請する。
- ⑧ 緊急を要さない場合は、幼稚園のかかりつけ医で受診する。
- ⑨ 保護者に、事故発生状況と怪我の程度を伝える。
- ⑩ 保護者に、事故の発生状況・医療機関の診察・結果・今後の受診の有無を正確に説明し理解を求める。
- ⑪ 園児の復帰後は、担任だけでなく、他の教職員も子どもを観察し、変化があれば園長・副園長に報告する。
- ⑫ その日のうちに事故報告書を作成する。
- ⑬ 事故発生時の状況分析を行い、今後の事故防止対策などについて全職員で確認する。

2. 幼稚園外（遠足、園外保育等）で事故が発生した場合

※下記は管理者が同行しなかった場合の対応

- ① 事故発生時の状況及び怪我の程度を把握する。
- ② 周囲の職員に声をかけ、事故発生を伝えるとともに協力を求める。
- ③ 怪我の状況を把握し、適切な応急処置を施す。
※医師に繋げることを前提に必要最低限の処置にする。
※必要処置の判断は単独で行わない。
- ④ 第1発見者は、指揮権者（現場責任者）に事故状況及び怪我の程度を報告する。
 - ・事故の状況、原因、場所、時間等
 - ・子どもの状態（出血や打撲の有無・顔色・全身の状態）
- ⑤ 指揮権者から記録係として指名された者は、状況を把握し記録する。
 - ・事実に基づいた記録を時系列に記録する。
- ⑥ 指揮権者を中心に、その場の職員で、急を要するかどうかの判断をする。
 - ・怪我の状況から、救急車を呼ぶかどうかを判断する。
 - ・判断が難しい場合は、幼稚園に報告し、園長等から指示を仰ぐ。（⑦の場合を除く）

◎以下、⑦⑧⑨の順序は、状況に応じて対応する。

- ⑦ 下記のような症状の場合は、直ちに救急車を要請する。
 - ・意識がもうろうとしたり、うとうとしたりしている場合
 - ・顔色が悪く、ぐったりとしている場合
 - ・出血が止まらない場合
 - ・吐き気やおう吐を繰り返している場合
 - ・化学物質を誤飲した場合
 - ・熱傷や火傷の面積が広い場合
 - ・その他、園長やそれに代わるものが判断した場合

※救急の処置が必要と判断した場合は、躊躇せず119番に連絡を入れること。

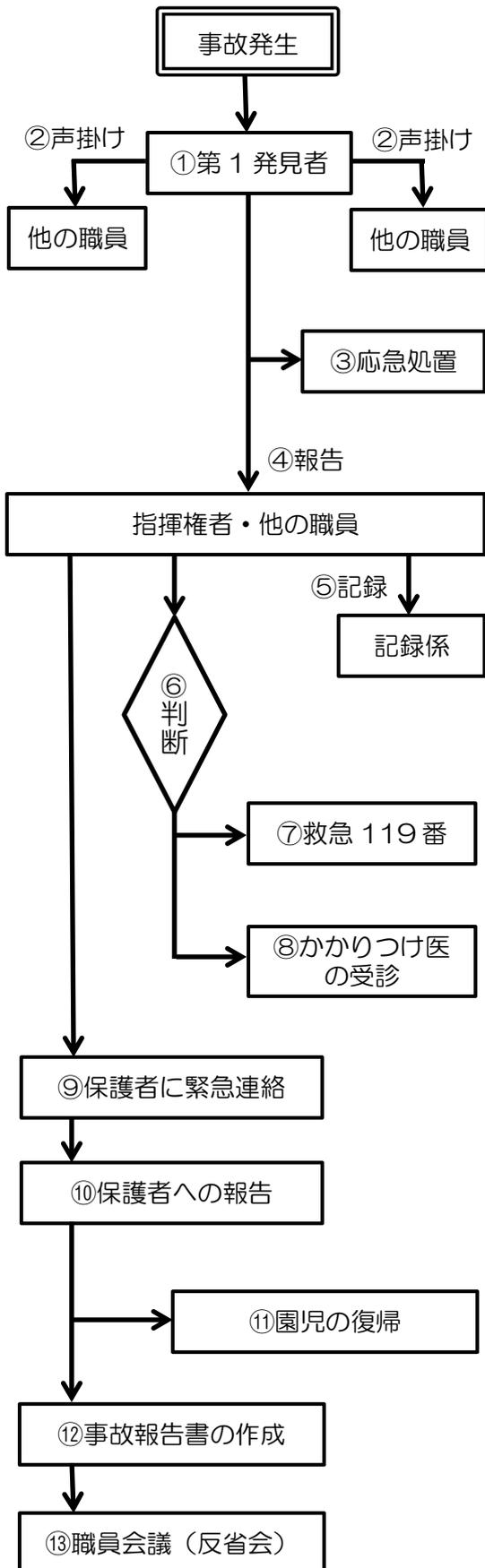
※付き添いの職員は、適宜幼稚園に連絡を入れること。

- ⑧ 緊急を要さない場合は、幼稚園のかかりつけ医で受診する。なお、遠方の場合は、怪我の状況によりその地域の病院で受診する。
 - ・医療機関で受診する際は、事前に病院に連絡を入れ、状況の報告を聞いた事務員が付き添い、処置に必要な「事故の状況」や子どもの既往歴やアレルギーの有無等を医師に伝える。
- ※診察した医師から治療状況を正確に聞く又はメモに取ること。
※遠方の病院で受診する場合は、転院する旨を医師に伝えること。

◎以降は、「幼稚園内で事故が発生した場合」の対応と同様

状況別対応フローチャート2

《幼稚園外（遠足、園外保育等）で事故が発生した場合》



- ① 事故発生時の状況及び怪我の程度を把握する。
- ② 周囲の職員に声をかけ、事故発生を伝えるとともに協力を求める。
- ③ 怪我の状況を把握し、適切な応急処置を施す。
- ④ 第1発見者は、指揮権者（現場責任者）に事故状況及び怪我の程度を報告する。
- ⑤ 指揮権者から記録係として指名された者は、状況を把握し記録する。
- ⑥ 指揮権者を中心に、その場の職員で、急を要するかどうかの判断をする。
- ⑦ 重篤な症状の場合は、直ちに救急車を要請する。
※⑦⑧⑨の順序は、状況に応じて対応する。
- ⑧ 緊急を要さない場合は、幼稚園のかかりつけ医で受診する。なお、遠方の場合は、その地域の病院で受診する。
- ⑨ 保護者に、事故発生状況と怪我の程度を伝える。
- ⑩ 保護者に、事故の発生状況・医療機関の診察・結果・今後の受診の有無を正確に説明し理解を求める。
- ⑪ 園児の復帰後は、担任だけでなく、他の教職員も子どもを観察し、変化があれば園長・副園長に報告する。
- ⑫ その日のうちに「事故報告書」を作成する。
- ⑬ 事故発生の状況分析を行い、今後の事故防止対策などについて全職員で確認する。

V. 応急処置

【1】外傷があるとき

傷を放置すれば細菌に感染したり、傷の治療が遅延したり、出血や痛みが激しくなったりする。傷をガーゼや包帯で被覆し感染防止や止血することにより、悪化防止や苦痛の軽減を図ることができる。

<止血処置>

- 反応、呼吸に異常があれば心肺蘇生を優先する。
- 実施に当たっては感染防止措置（ビニール手袋）を施してから行う。
- 出血部位にあてる部分が清潔で厚みがあり、傷を十分に覆える大きさのガーゼやタオルなどを用意する。
- 出血部位をガーゼやタオルなどで直接強く圧迫して出血を止める。
- 片手で止血できないときは両手で圧迫したり体重をかけたりして止血する。
- 圧迫したが血がにじむような場合は、その上から重ねて圧迫する。

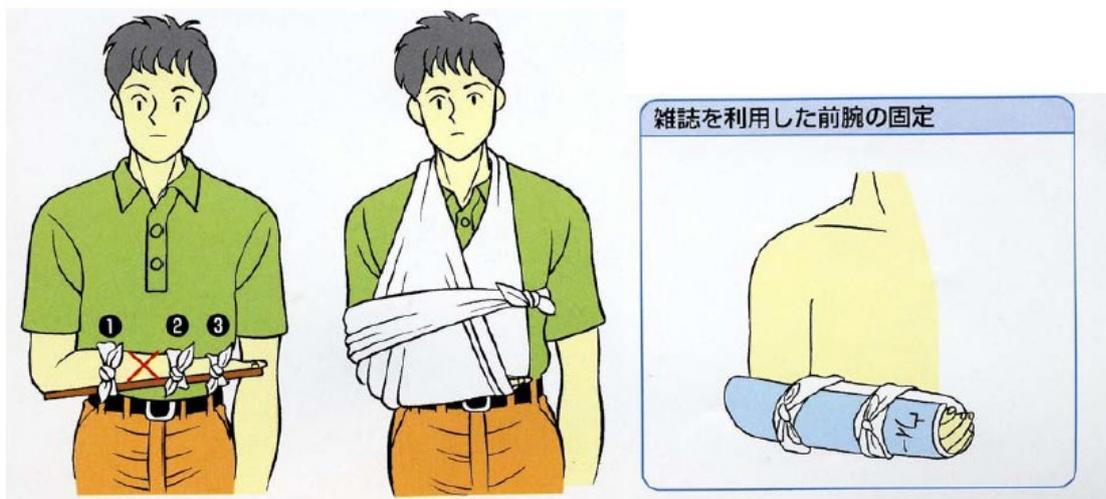


【2】骨折が考えられるとき

手や足の骨折だけでは直接生命に影響をおよぼすことはないが、痛みが持続したり、骨折により血管損傷がある場合もある。固定処置を行うことで悪化防止と苦痛の軽減を図る。

<固定処置>

- 反応、呼吸に異常があれば心肺蘇生を優先する。
- 受傷部を安静にするため固定する。
- 傷病者を不用意に移動したり動かしたりしない。
- 添え木がなく、応急に固定する時の材料は、雑誌・ダンボール・新聞紙を筒状に丸めたものなど、硬いものを利用する。
- 氷水で冷却してもよいが20分以上の冷却は避ける。
- 変形のあるときは矯正しない。



【3】 普段通りの反応や呼吸がないとき

反応がなく、呼吸と心臓が停止もしくはこれに近い状態に陥ったときに、呼吸と心臓の機能を補助するためにAEDを用いた心肺蘇生を行う。

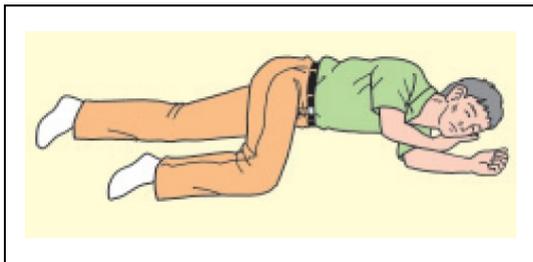
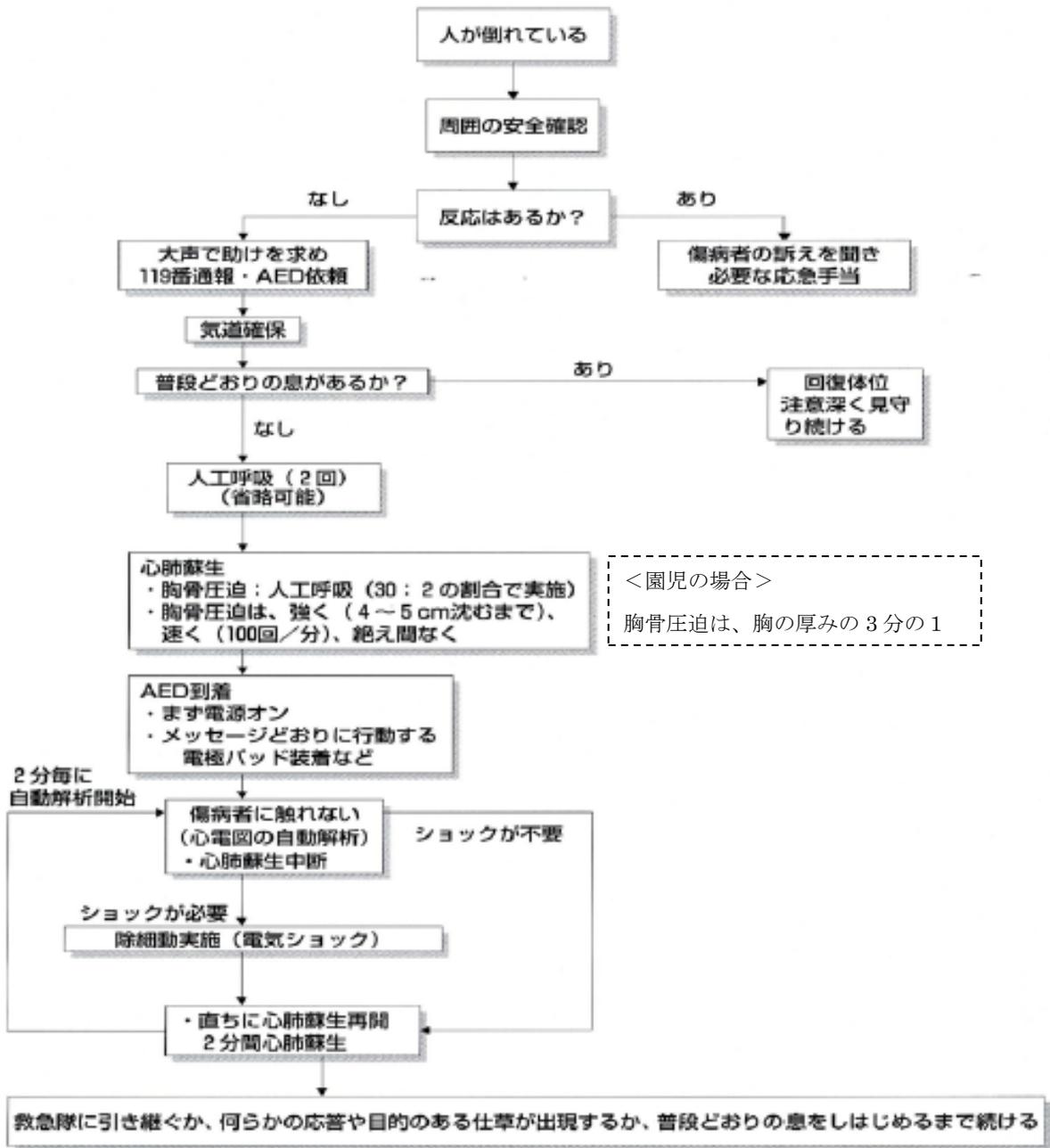
<心肺蘇生>

- 人工呼吸は、ためらったり遅れるような状況であれば省略できる。
- 人工呼吸を行うときは感染防止に十分注意する。（人工呼吸用マウスピース（一方弁付）等の使用が推奨される。）
- 胸骨圧迫は十分な強さと、十分な速さで、絶え間なく圧迫する。
- 水を吐かせるために、腹部を押さないこと。吐いた水を誤って飲み込む可能性がある。
- 心肺蘇生中に吐いた場合は顔を横に向け水を吐き出す。
- 救急隊に引き継ぐか、何らかの応答や目的のある動きが出現するか、普段どおりの息をしはじめるまで続ける。

<AED>

- まず電源を入れる。
- メッセージどおりに行動する。
- 電極パッド装着時は、胸部が濡れているときには乾いたタオルでよく拭き取る。（プールから引き上げたとき全身が濡れているが、電極パッドを装着する前胸部に水分がなければ使用可能である。）
- ペースメーカーが埋め込まれているときはその部分から3cm離して装着する。
- 医療用貼付剤等があるときは剥がして装着する。
- 濃い胸毛があるときは一度電極パッドを押し付け、それでも解析が不可能なときは、電極パッドを剥がして胸毛の抜けたところに再度装着する。
- 救急隊に引き継ぐまで電極パッドは剥がさない。

【4】状況別対応フローチャート ≪AEDを用いた心肺蘇生の流れ≫



＜回復体位＞

下あごを前に出し、上側の手の甲に溺者の顔をのせる。さらに、上側の膝を約90度曲げて、溺者が後ろに倒れないようにする。

VI. 生活安全の対応

【1】転落事故防止

1. 安全教育

園児に対し、フェンスやベランダの手すりなどの役割や危険性を十分に理解させ、危険な行動を取らないよう指導を徹底する。

2. 安全管理

- ・倉庫、調理室、プールの入口、使用後のホール、屋上への入口などには、園児が勝手に入るのを防ぐため、鍵による施錠を徹底する。
- ・フェンスや手すりが設置されている屋上も、平時は出入口を施錠・閉鎖し、普段は上がれないようにする。なお、屋上を利用する際は、複数の職員を配置すると共に、園児への安全指導を徹底する。
- ・フェンスや手すりの周辺には、踏み台になる物は置かない。また、園児が踏み台になるような物を持ち運びしないよう注意する。
- ・放送室前の張り出しは、照明や放送機器を取り付けるために手すりが低くなっている。園児が中に入らないよう、出入口の扉には通常の施錠に加え、チェーン状の鍵を取り付け、見た目にも施錠の状態が分かるようにする。
- ・ホールのステージ上のスペースは、死角になりやすいため、放送室前の張り出しと同様、出入口の扉には通常の施錠に加え、チェーン状の鍵を取り付け、見た目にも施錠の状態が分かるようにする。なお、このスペースを利用する際は、複数の職員を配置すると共に、園児への安全指導を徹底する。

【2】遊具事故防止

1. 安全教育

- ・遊具の危険性と安全な使い方について、機会があるごとに十分な指導に取り組む。
- ・カバンをかけたまま遊具で遊ぶ行為、縄跳びの紐等を持ちながら遊具で遊ぶ行為は、首を絞める事故につながるため、指導を徹底するとともに、見かけたら即座に行為を止めさせ、その場で指導する。

2. 安全管理

- ・目視だけではなく、金槌でたたく、揺らす、実際に作動させるなどをして点検する。
- ・土台や溶接部分の破損、転倒の危険がないかなど十分に確認する。
- ・職員間で遊具に関する情報交換を行い、事故が多い遊具や場所については、改善するよう努める。
- ・園庭およびグラウンドは、人員などの準備が整ってから使用することとし、決して園児だけで遊ばせることはしない。
- ・グラウンドについては、安全管理のため、使用しないときは必ず施錠すること。

【3】プール事故防止

1. 安全教育

- ・プール遊びは楽しさの反面、危険を伴う運動であることを日頃から指導する。
- ・本人だけではなく、一緒に入水する園児の安全についても指導する。
- ・重大事故につながる無理な息こらえ等をしないよう指導する。

2. 健康管理

- ・健康診断の結果や保護者からの事前情報を踏まえ、プール指導において注意する園児を確実に把握し、

園医や主治医、保護者との連携により適切に対応する。

- 保護者からの情報（入水の有無）や日常の健康観察により、当日の園児の健康状態を把握する。
- 入水前後だけではなく、その後の保育中における健康状態を確認する。なお、少しでも体の不調が見受けられた場合は入水させない。

3. 入水時の安全管理

- 全身の筋肉をほぐし、関節を柔軟にしておくための準備運動を確実に行う。
- 入水時は、心臓から遠い部位から水をかけたり浴びたりさせ、水に慣れさせる。
- ノーパニック症候群（パニック症状を起こさない一時的な平衡機能の失調や瞬間的な呼吸停止または意識消失等）を発症すると、周囲にも気付かれずに重篤な事態に発展することが多いことから、水泳が得意の園児についても油断することなく、常に全ての児童生徒の様子を観察する。
- プールから子どもを上げた際は、ただちに人数確認を行う。
- クラスごとにプールを利用する場合は、指導員 1 名、担任 1 名、補助教諭 1 名、計 3 名が入水し、その他 1 名がプールサイドでプール全体を監視する。（コロナ禍においては、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、入水はクラスの半数に限定し、3 人体制で安全確認を行う。）
- 原則、園児は入水前に用便を済ませるが、プール指導の途中で用便をすることになった場合は、担任、補助教員、監視者のうち 1 人が付き添う。なお、監視者が付き添う場合は、担任又は補助教員のどちらかが、その間、監視者の職務を行う。

4. 監視者の職務

- 監視者は監視に専念する。
- 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- 規則的に視線を動かしながら監視する。

5. プール及び周辺の安全管理

- プールサイドには、不要な器具等を放置せず、安全に留意する。
- プール指導前に、プールの浮遊物の除去や水底の確認、水質や透明度の検査等を確実にを行う。特に水質の管理については、定期的な水質の検査、浄化装置の適切な運転、消毒等を適切に行う。
- 吸い込み事故を未然に防止するため、固定しているネジやボルト等の欠損や緩みがないか確認し、異常がある場合は早急に対処する。

6. 緊急時の対応

- 万が一の事態に備え、緊急時の体制や対処方法について、職員で共通理解しておく。
- AED等の応急手当用品を点検するとともに、所定の位置に設置・保管しておく。
- AEDの使用法を含む心肺蘇生の方法については、職員の誰もが対応できるよう職員研修等を行う。
- 万が一に備え、救急救命の手順を記したものをプールサイドに常設しておく。

7. 応急処置の手順



- ①溺者をプールサイドにあおむけに寝かせ、全員をプールから出す。
 - ・大声で事故の発生を他の職員に知らせ、助けを求める。
 - ・他の園児が動揺やショックを受けないよう、更衣室に連れて行く。
- ②耳元で名前を読んだり、たたいたりして意識や反応があるか確認する。
 - ※溺者への対応は2名以上で行うこと。
 - ※反応（意識）がある場合は蘇生を行う必要はない。水を飲んでいても自分で吐き出すように指導する。ただし、状態によっては、119番通報や医院への受診などの措置を行う。
- ③意識や反応がない場合は、直ちに119番通報する。また、AEDを手配する。
 - ・事故発生を職員室にいる者に伝えるとともに、連絡者が直に119番通報をする。
 - ・他の職員の応援を要請する。
- ④気道を確保する。
 - ・片手を額に当て、もう一方の手の人差指と中指の2本をあご先（骨のある硬い部分）に当てて、頭を後ろにのけぞらせ、あご先を上げる。
 - ※指で下あごの柔らかい部分を強く圧迫しないよう注意すること。
- ⑤正常な息をしているか確認する。
 - ・気道を確保した状態で、耳で呼吸、目で胸部の上下運動を確認する。
 - ※呼吸の確認は10秒程度で行うこと。
 - ※10秒間確認しても呼吸の状態がわからない場合は、呼吸なしとして判断する。
 - ※心停止が起こった直後は、しゃくりあげるようなとぎれとぎれの呼吸が見られる場合がある。この場合は、正常な呼吸ではないので注意が必要である。
 - ・反応はないが正常な呼吸（普段どおりの息）をしている場合は、気道の確保を続けて救急隊の到着を待つ。吐物等による窒息の危険がある場合や、やむを得ず溺者のそばを離れるときには、溺者を回復体位にする。

6

AEDの準備ができるまで心肺蘇生を繰り返す



⑥AEDの準備ができるまで心肺蘇生を繰り返す。

人工呼吸と胸骨圧迫の組み合わせ（2：30のサイクル）をAEDが準備できるまで絶え間なく続ける。

<人工呼吸>

正常な呼吸がなければ、口対口の人工呼吸により息を吹き込む。

- (1) 気道を確認したまま、額に当てた手の親指と人差指で事故者の鼻をつまむ。
- (2) 口を大きくあけて溺者の口を覆い、空気が漏れないようにして息を約1秒かけて吹き込み、溺者の胸が持ち上がるのを確認する。
- (3) いったん口を離し、同じ要領でもう1回吹き込む。

※うまく胸が膨らまない場合でも、吹き込みは2回までとし、すぐに胸骨圧迫に進むこと。

※小児の場合は呼吸停止が起こってから心停止になる場合が多いので、特に最初の人工呼吸は重要なことを認識しておく。

<胸骨圧迫>

2回の人工呼吸が終わったら、あるいは省略することにしたなら、ただちに胸骨圧迫を開始し、全身に血液を送る。

- ・胸の真ん中を、片手又は重ねた両手で「強く、速く、絶え間なく」圧迫する。
- ※園児の体型によって、片手、両手を使い分けること。
- ・1分間に100回の速いテンポで30回連続して絶え間なく圧迫する。
- ・圧迫と圧迫の間（圧迫を緩めるとき）は、胸がしっかり戻るまで十分に圧迫を解除する。

⑦AEDの準備ができたらAEDを使用する。

電源を入れると音声メッセージとランプにより使用手順を指示してくれるので、それに従いAEDを操作する。

※ショックボタンを押す際は、溺者から離れ、誰も溺者に触れていないことを確認すること。

⑧救急隊員が到着するまで AED と心肺蘇生法を繰り返す。

電気ショックが完了すると、「ただちに胸骨圧迫（心臓マッサージ）を開始してください」などの音声メッセージが流れるので、これに従って、ただちに胸骨圧迫を再開する。（人工呼吸 2 回、胸骨圧迫 30 回の組み合わせを続ける）以降は、心電図の解析→電気ショック→心肺蘇生法の手順を約 2 分おきに繰り返す。

⑨救急隊員が到着したら引き継ぐ。

【4】熱中症対策

1. 安全指導・管理

- 環境条件を把握し、それに応じた運動、休息、水分補給などを指導する。
- 暑さに徐々に慣らす。（暑熱馴化）

暑熱環境での体温調節能力には、暑さへの馴れ（暑熱馴化）が関係している。（熱中症の事故は急に暑くなった時に多く発生している）急に暑くなった時には運動を軽減し、暑さに馴れるまでの数日間は、軽い短時間の運動から徐々に増やしていくようにする。

- 暑さ指数が 25℃を超える場合は、ミスト噴霧器を使用する。

2. 熱中症が起こりやすい条件

- ①前日までに比べ、急に気温が上がった場合
- ②梅雨明けをしたばかりの時
- ③活動場所が、アスファルトなどの人工面で覆われている所や草が生えていない裸地、砂の上などの場合
- ④普段の活動場所とは異なった場所での場合（涼しい所から暑い所へなど）
- ⑤休み明け、2 学期開始直後、練習の初日
- ⑥練習が連日続いた時の最終日前後
- ⑦気温はそれほどでなくとも、湿度が高い場合（例：気温 20℃・湿度 80%）

3. 暑さによる活動制限

屋外で活動する場合は、下記の表を参考に活動の中止または内容の一部変更等を行う。

※体感温度は、風（気流）も関係するため、下記の表はあくまで目安とする。

【対象の活動】外遊び、わんぱく広場、太鼓の練習（年長）、園外保育等（水遊び除く）

暑さ指数 (WBGT)	気温 (参考)	熱中症予防運動指針		屋外活動の制限 (自主規制)
31℃以上	35℃以上	危険	運動は原則中止	屋外での活動中止（水遊び除く ※1）
28～31℃	31～35℃	嚴重警戒	激しい運動は中止	活動内容及び環境条件（※2）によっては、活動の中止または内容の一部変更、時間的な制限を行う。
25～28℃	28～31℃	警戒	積極的に休息	
21～25℃	24～28℃	注意	積極的に水分補給	活動の制限なし
21℃未満	24℃未満	ほぼ安全	適宜水分補給	活動の制限なし

※1 全身が水に濡れる場合のみ。

※2 「2. 熱中症が起こりやすい条件」①～⑥の条件。

4. 熱中症の症状と対応



重症度
I度

- 手足がしびれる
- めまい、立ちくらみがある
- 筋肉のこむら返りがある(痛い)
- 気分が悪い、ぼーっとする

・涼しい場所へ避難しましょう。
・冷やした水分・塩分を補給しましょう。
・自力で水分がとれなければ病院へ。
・必ず誰かがついて見守ります。



重症度
II度

- 頭がガンガンする(頭痛)
- 吐き気がする・吐く
- 体がだるい(倦怠感)
- 意識が何となくおかしい

服をゆるめ、ぬらしたタオルをあてたり、あおいであげて、体を積極的に冷やしましょう。(脇の下、両側の首すじ、足の付根などを冷やすと効果的です。)
<チェック>
額や顔だけを冷やしても体の熱は下がりません。必ず太い血管や体全体を冷やすようにしましょう!



重症度
III度

- 意識がない
- 体がひきつける(けいれん)
- 呼びかけに対し返事がおかしい
- 真っ直ぐに歩けない・走れない
- 体が熱い



5. 熱中症の応急処置《フローチャート》

熱中症の応急処置

＜事前準備品＞・冷却剤、送風器具、
スポーツドリンク（経口補水液）等

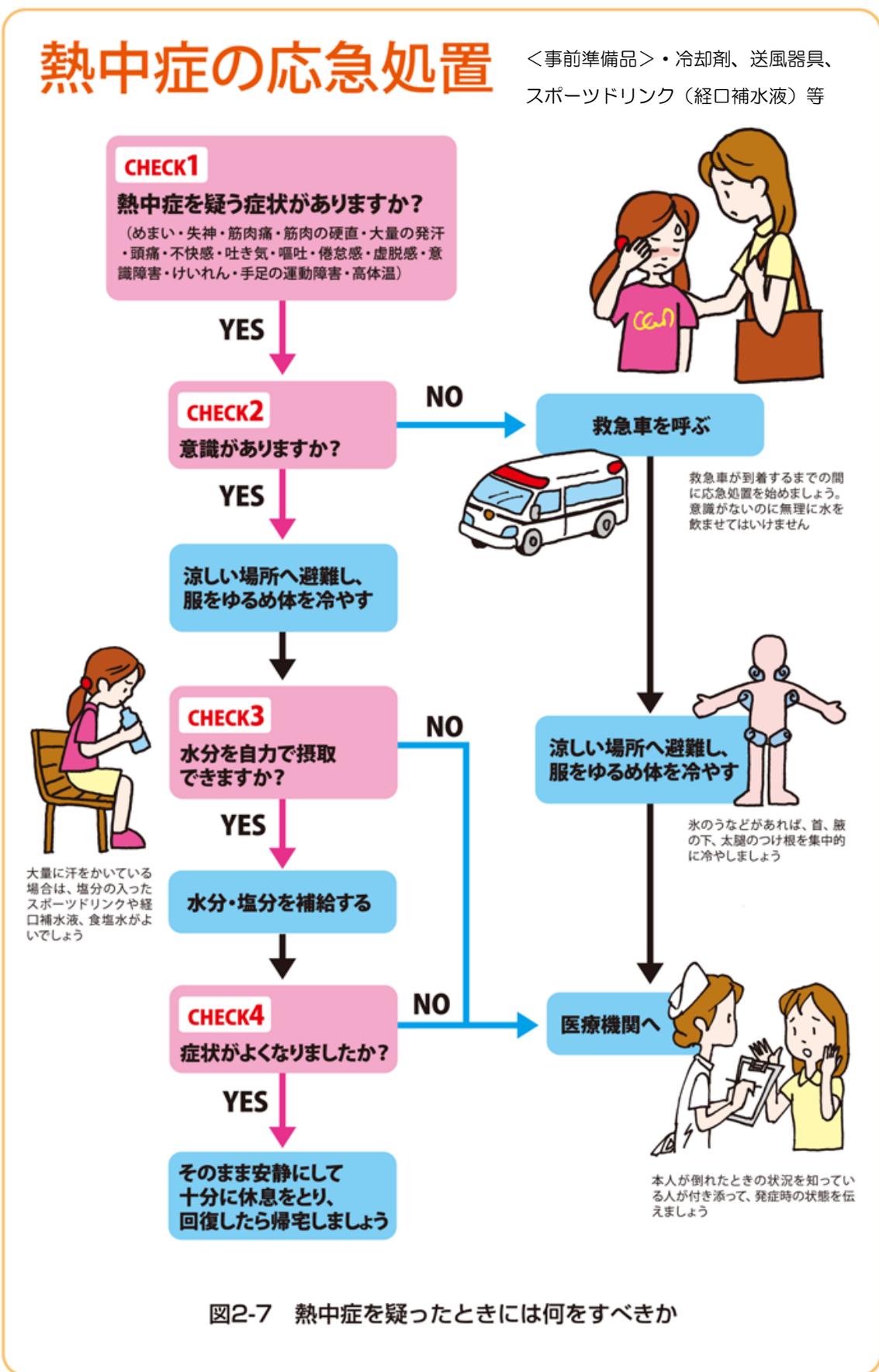


図2-7 熱中症を疑ったときには何をすべきか

「環境省熱中症環境保健マニュアル(2014年3月改訂版)」より

Ⅶ. 不審者侵入時の対応

幼稚園は、園児が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、近年、社会的弱者を狙った事件が増加しており、幼稚園の安全を脅かす事件が発生する可能性も高い。万が一に備えて、できる限りの防犯対策をしておくことが必要である。

【1】日常の安全確保

1. 警備員の配置

預かり保育受け入れ時間から降園時間まで（7時30分から15時過ぎまで）警備員が常駐し、下記の職務を行う。

- ・来園者の確認
- ・園児の来園（入場）補助
- ・園児の無断外出の防止
- ・敷地内外の不審物の確認
- ・敷地外の不審者の確認
- ・門扉の施錠の確認
- ・門扉等の点検

2. 日常の安全確保

（1）早朝預かり保育登園時

- ・事務所受付で申し込み後、職員が園児を預かり、玄関から園舎内に入舎させる。

※入舎後は、扉の施錠を忘れずに行うこと。

（2）登園時

- ・当園時の通用門の開門は、日直又はそれに代わる者が8時45分から9時15分まで行う。

※通用門を開けたまま園児を受け入れる場合は、絶対にその場を離れないこと。

※何らかの理由により通用門を離れる場合は、必ず通用門を施錠すること。

※入園の際、園児と一緒に部外者が入らないよう周囲の状況を確認すること。

- ・上記の受け入れ時間後に園児を受け入れる場合は、その都度通用門の施錠を解除するものとし、開けっ放しにはしない。

（3）保育中

- ・通用門が閉まっているか（ロック状態になっているか）確認する。
- ・事務所受付にて、来訪者の氏名、用件を確認し、受付名簿の記入及び「来訪者カード（名札）」の着用を依頼する。また、用件終了後は事務所受付で来訪者カードの返却を依頼する。
- ・保護者については、年度当初に配布した「パスカード（名札）」の着用を依頼する。なお、忘れた場合は、前述の手続きのもと、来訪者カードを着用してもらう。

（4）降園時

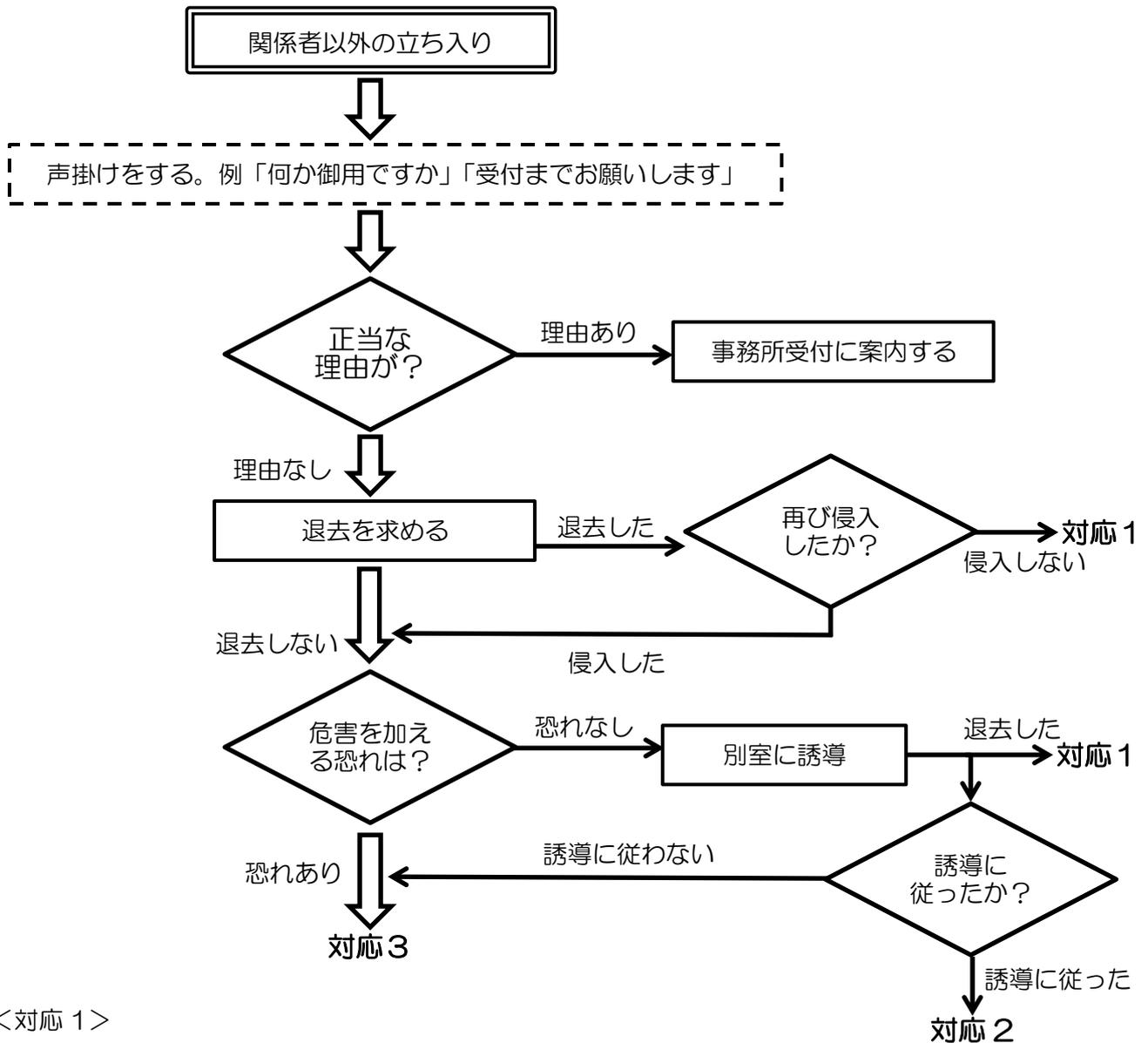
- ・降園時の通用門の開門は、14時00分から14時15分（午前保育の場合は11時から11時15分）までとする。
- ・保護者の入園の際は、パスカードの着用を確認し、着用していない者については事務所受付で手続きをするよう促す。また、保護者と一緒に部外者が入らないよう周囲の状況を確認する。

（5）預かり保育降園時

- ・預かり保育専用のインターホンで保護者を確認したあと、遠隔操作で通用門の施錠を解除する。

※保護者の入場の際、本人以外が立ち入らないよう注意すること。

状況別対応フローチャート ≪不審者が侵入した場合≫



<対応 1>

- 再び侵入しないか、不審者が見えなくなるまで観察する。
- 警備員は、不審者が幼稚園周辺をふら付いていないか巡視する。
- 園長に報告する。

<対応 2>

- 園長を含め、複数の職員で対応する。
- 警察に連絡し、対応を求める。

<対応 3>

- 直ちに警察に通報する。
- 警察が到着するまでは、不審者を落ち着かせるよう丁寧に対応する。その際、万が一に備え、不審者との距離を保つようにする。
- 職員全員に、不審者情報を伝達するとともに、園児を屋内の安全な場所に避難させる。
- 園児に危害を加える恐れがある場合は、身近な道具を活用し、不審者を捕獲又は対峙する。

Ⅷ. 園児の置き去り防止対策

幼稚園や保育園において、スクールバス車内や公園等に園児を置き去りにする事案が発生している。基本的に点呼や人数確認をしっかり行えば防げるものであるが、慣れや思い込みから適正な人数確認を怠ることで起こる。また、入園当初は、個々の子どもの行動が把握できないため緊張感をもって対応するが、日が経つにつれ、子どもの行動が読めるようになり、過信が生まれることも要因と考えられる。

置き去り事案を発生させないためには、マニュアル等に基づき、点呼や人数確認を行うことはもちろんのこと、教職員一人一人が「絶対に置き去りしない」という意識を持つことが何より重要である。

【1】スクールバスの置き去り防止対策

1. 出発前の確認

スクールバスの出発前に、アプリおよび電話にて連絡を受けた欠席者やバスに乗らないことになった園児をバスボードに正確に転記する。

2. 乗車人数の確認

乗車名簿をもとに、園児一人一人をチェックしながら乗車させる。

3. 下車人数の確認

下車の際、乗車名簿をもとに乗車人数と下車人数に食い違いがないか確認する。

4. 下車後の車内の確認

乗務員が車内に子どもがいないか、忘れ物がないか確認し、その後、運転手が車内の清掃と消毒を行う。

5. クラスでの出席確認

クラスでは連絡アプリおよび電話による欠席連絡の情報をもとに、点呼により対面で出席確認を行い、欠席連絡がなく当該園児が見当たらない場合は、即時、保護者に連絡を入れ、出席の有無を確認する。

6. 緊急通報ブザーの設置

令和4年9月に、静岡県牧之原市の認定こども園で園児が通園バスに取り残され死亡するという事案を受け、新たな取り組みとして非常通報ブザーを車内に設置した。万が一、車内に取り残された場合、このブザーを押せば職員室に設置された受信機にアラームで知らせるシステムである。園児が実際にブザーを押すという練習もできるため、安全指導の一つとしてカリキュラムに組み込む。

【2】遠足、園外保育等の置き去り防止対策

1. 定期的な人数確認

目的地では、いろいろな場所へ移動するが、移動ごとに人数確認を行う。また、トイレを利用する際は、最後に教職員が中に入り、残されている園児がいないか確認する。

2. 付き添い職員の増員

遠足や園外保育に出かける際は、クラス担任および補助教員とは別に複数人の教職員が同行し、園児の安全管理に努める。

3. 園児への安全指導

園児に対して、場所ごとの行動範囲や危険箇所を伝える。

4. 園児の監視

園児の行動を常に監視し、あらかじめ決めた行動範囲の外に出た園児がいた場合はすぐに連れ戻す。

以上